

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等の処理実績報告書の記入手引き

〔 本報告の対象となる方 〕

採石業、砂利採取業における産業廃棄物の発生量が500t以上の事業者

I 送付書類等

以下の4種類を同封しておりますので、確認してください。

- (1) 依頼文
- (2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書
- (3) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書記入手引き〔本書類〕
- (4) 返信用封筒

II 作成・提出方法

(1) 報告書の作成(電子ファイルによる作成・提出が可能です。)

同封した「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書」は、福島県及び(一財)日本環境衛生センターのホームページからダウンロードすることができ、電子メールによる提出も可能です。なお、同封した報告書、調査票を用いて記入後、同封の返信封筒にて郵送又はファクシミリにて送信していただいても構いません。

■報告書の電子ファイルの入手方法

〔福島県のホームページからのダウンロード〕

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku041.html>

〔(一財)日本環境衛生センターホームページからのダウンロード〕

<http://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>

■報告書の電子メールによる提出方法

電子メール：hik-r@jesc.or.jp ※件名には、「福島県報告書」と明記してください。

※郵送される方でも、報告書の枚数が多い場合は、できる限りCD等、電子データでの提出をお願いします。

■FAX番号：044-287-3255

Ⅲ 記入要領

採石業、砂利採取業における産業廃棄物排出・処理実績報告書の記入要領

(「Ⅳ 記入例」を参考にして記入方法を確認してください。)

1. 「Ⅰ 事業所の概要」の記入要領

平成30年3月31日現在における貴社の状況について記入してください。

- 1 名称、所在地、電話番号、従業員数及び事業内容は、提出時点で記入してください。
- 2 従業員数は、事業場における従業員（臨時職員等を含む。）数を記入してください。
- 3 採石・砂利採取場所の所在地は、平成29年度に存在した採石・砂利採取場所を記入してください。場所が複数ある場合は、複数記入してください。（ただし、場所が同一市町村内であれば区分する必要はありません）

2. 「Ⅱ 事業の概要」の記入要領

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の状況について記入してください。

- 1 採石又は砂利採取場所にて、発生する排水処理（砂利洗浄汚泥）汚泥の発生の有無を記入してください。なお、発生した汚泥を採取（跡地）現場への埋め戻しされている場合も「発生した」と記入してください。
- 2 氏名又は名称、住所、代表者氏名及び電話番号は、提出時点で記入してください。

3. 「Ⅲ 採石業、砂利採取業から発生した汚泥の排出・処理状況」の記入要領

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の状況について記入してください。

- 1 （問3①）平成29年度の1年間に採石・砂利採取事業に伴い汚泥が発生した採石・砂利採取場所を記入してください。（市町村名まで）
- 1 （問3②）平成29年度の1年間に発生した汚泥の発生量を記入してください。発生量とは、脱水又は乾燥等の中間処理前量を記入してください。
- 2 （問4③）発生した汚泥を脱水、乾燥等の中間処理された場合には、その中間処理方法を記入してください。
- 3 （問4④）発生した汚泥を中間処理された場合は、その中間処理（前）量を記入してください。
- 4 （問4⑤）発生した汚泥を中間処理された場合は、その中間処理後の汚泥量を記入してください。
- 5 （問5⑥）発生した汚泥の処分又は再生利用量を方法別に、該当する欄にその数量を記入してください。なお、「⑥a：採取（跡地）場所への埋め戻し」、「⑥b：建設資材等への利用」以外の場合は、「⑥c：その他」の〔 〕内に具体的な処理・処分方法を記入してください。

- 6 (問6) 平成30年度の発生量の見込み量を記入してください。計画(目標)や見込みが不明な場合は、記入不要です。

4. 「Ⅳ 採石業、砂利採取業から発生した廃棄物等の保管状況表」の記入要領

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物等がある場合は、廃棄物・製品等の種類ごとに記入してください。

- 1 廃棄物・製品等の種類は、具体的に記入してください。
- 2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、特定「※1」欄に「○」を付けてください。特定産業廃棄物等の定義は、P.6の「その他(特定産業廃棄物について)」を参照してください。
- 3 保管されている廃棄物等の放射能濃度の測定の有無は、「有」又は「無」を記入してください。また、「有」の場合は、測定値欄に、測定結果を記入してください。
- 4 保管の理由は、具体的に記入してください。
- 5 保管量は、平成30年3月31日時点の数量を記入してください。電子ファイルで提出される方で、廃棄物量の単位を立米(m³)で報告する場合は、「m³」、リットルで報告する場合は、「L」とそれぞれ半角英数字で記入してください。
- 6 保管対象物の発生頻度は、具体的に記入してください。

IV 記入例

様式-鉱業

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績報告書

記入例

日

平成29年度の貴事業所での採石業、砂利採取業における事業概要と産業廃棄物の処理実績を記入してください。

I 事業所の概要				
事業所	名 称	〇〇興業株式会社		
	代 表 者 氏 名	福島太郎		
	所 在 地	福島県福島市杉妻町2-16		
	電 話 番 号	0123-45-6789	従 業 者 数	50 人
	事 業 内 容	砂利採取業		
	採石・砂利採取場所の所在地 <small>福島県内(福島市、郡山市、いわき市を含む)に複数箇所ある場合は複数記入。(場所が同一市町村内であれば区分する必要はありません)</small>	<input type="checkbox"/> 〇〇市 <input type="checkbox"/> △△郡△△町 <input type="checkbox"/> □□郡□□町		
	記 入 者 部 課 ・ 氏 名	所属 △△管理部	氏名 福島 花子	

II 事業の概要		
平成29年度の事業実績	問1 採石・砂利採取事業の実績がありましたか	問2 採石又は砂利事業に伴い汚泥の発生がありましたか(採取現場で埋め戻されたものも含む)
	1:有り	1:有り

汚泥の発生有り

汚泥の発生がない場合は、以降の記入不要です。

III 採石業、砂利採取業から発生した汚泥の排出・処理状況				
問3	①汚泥が発生する採石・砂利採取場所の所在地を記入してください。(複数の場所であっても同一市町村内であれば区分する必要はありません)	〇〇市	△△郡△△町	
	②平成29年度の1年間に発生した汚泥量 ①の汚泥が発生する採石・砂利採取場所ごとに記入してください。(発生量とは脱水、乾燥処理前の量です)	5,000 t/年	2,000 t/年	t/年
問4	③事業所内で発生した汚泥の脱水、乾燥処理された場合は、その方法を記入してください。	脱水処理した	脱水後乾燥処理した	
	④脱水、乾燥処理された場合のみ記入 平成29年度の1年間に脱水、乾燥処理された処理量を記入してください。	5,000 t/年	2,000 t/年	t/年
	⑤脱水、乾燥処理された場合のみ記入 ④の処理により生じた脱水、乾燥処理後の汚泥量を記入してください。	1,500 t/年	800 t/年	t/年
問5	⑥発生量した汚泥(問4で脱水、乾燥処理を回答された場合は⑤の汚泥量)の処分方法ごとの数量を記入してください。 〔 〕欄に具体的な処理・処分方法を記入してください。	⑥a: 採取場所への埋め戻し量	1,000 t/年	800 t/年
		⑥b: 建設資材等への利用量。(他社への提供・販売を含む)	500 t/年	t/年
		⑥c: その他量	t/年	t/年
問6	平成30年度の産業廃棄物の発生量の目標 問3②の発生量に関する平成30年度の見込み量を記入してください。	4,500 t/年	2,500 t/年	t/年

記入例

IV 採石業、砂利採取業から発生した廃棄物の保管状況表

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染の影響により処分せずに保管している廃棄物の状況	業者名	廃棄物等の種類	保管場所		放射能濃度の測定と濃度等	保管の理由	保 管 量 (平成30年3月31日現在)	量		保管を開始した年月日	保管対象物の発生頻度	備考	
			特定 (※1)	測定の有無				測定値	うち平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間に発生した量				
									単位				単
01		脱水汚泥	△△市〇〇町T1-1-1	無		放射能濃度は低いと思われるが、風評被害で利用先がない。	2,000	800	t	H23年〇月〇日	現在も毎月〇〇t程度発生している		
02		砕石骨材	△△市〇〇町T1-1-1	有	〇〇Bq/kg	国の基準〇〇Bq/kgを下回っているが、利用先が確保できない。	500	0	t	H23年〇月〇日	現在は、発生していない		
03													
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													

(※1)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法に基づく特定産業廃棄物等に該当するものは、「〇」を付けてください。

V その他(特定産業廃棄物について)

特定産業廃棄物・特定一般廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法^{※1}施行規則に定められている。廃棄物処理法に基づき処理される廃棄物のうち、事故由来放射性物質によって汚染され、または汚染されたおそれにある産業廃棄物で、下記に該当するもの^{※2}。

^{※1}平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）

^{※2}放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第5号）が平成28年4月1日から施行されており、地域と廃棄物について、以下の通り見直しが行われた。

特定一廃等改正省令による改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

施設の種類の	廃棄物の種類及び性状	福島県	岩手県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥（天日乾燥）	△		△		△	△	△	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）	△		△		△	△	△	△	△	△		△
公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）	焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る）	☆				△	△	△	△	△	△	△	
	流動床炉以外から生ずるばいじん	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
公共下水道及び流域下水道施設（脱水汚泥を排出する施設）	脱水汚泥	△					△						
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	△		△		△	△	△	△	△	△		△
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	☆	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	△											
—	廃稲わら	○	○	○			○						
—	廃堆肥	○	○	○			○						
—	除染廃棄物	○（除染実施区域内）											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	○（地域限定なし）											

（平成30年3月31日現在）

○：排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。

☆：排出時期にかかわらず、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。ただし、特措法の完全施行日（平成24年1月1日）以降に排出されたことが明らかな廃棄物であって、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じるものについては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

△：排出時期が特措法の完全施行日（平成24年1月1日）以降であることが明らかな場合以外は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当。